

## 「18才以上のみ対象」家庭用ゲームソフトの広告等ガイドライン

社団法人コンピュータエンターテインメント協会 (CESA) は、青少年の健全なる育成を図ることを目的とし、以下のガイドラインを規定する。

### **1. 本ガイドラインの対象**

1. 日本国内で販売される家庭用ゲームソフト（携帯ゲーム機向けを含むが、業務用ゲーム機向け、成人向けPCゲームソフト、携帯電話コンテンツは対象としない。）において、特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構（CERO）の審査により「Z」（18才以上のみ対象）にレーティングされたゲームソフト（以下「対象ソフト」という。）を指す。なお、並行輸入ソフトについては本ガイドラインの対象外とする。

### **2. プロモーション表現基準**

1. 対象ソフトの広告掲出に当たっては、以下のプロモーション表現基準を遵守する。

- ① CEROより指摘された「Z(18才以上のみ対象)に該当する描写」を広告や販促物に収録しない。
- ② ゲーム本編に前項の表現が含まれていることを明示する。
- ③ 「Zアイコン」+「18才未満の方には販売しておりません」のメッセージを表記する。

2. 対象ソフトの商品パッケージについては、前項のプロモーション表現基準に基づいたデザインとする。

### **3. 広告媒体別ガイドライン**

雑誌広告については「学年誌」等に広告を行わない。また「学年誌」等の雑誌媒体での記事の取り上げは辞退する。

### **4. 店頭・イベント出展等におけるガイドライン(Z区分描写をプロモーションする場合)**

1. イベント等で「Z区分に該当する描写」を含み出展する場合には、その試遊台周囲を囲みスペースで分けし、周囲から映像が見えないようにする。試遊を求められた場合には、年齢確認を実施する。
2. 体験版の配布については、配布時に年齢確認を実施する。

## 5. インターネット掲載のガイドライン

1. 発売元作成の対象ソフト公式ウェブサイトについては、トップページに、「18才以上のみ対象商品」であること、「18才未満の方には販売しておりません」の文言を明示し、当該ページの閲覧については、年齢確認を実施する。
2. 対象ソフトのインターネット広告については、掲載面に「18才以上のみ対象商品」であることを明示する。
3. 対象ソフトを販売するウェブサイトについては、購入時に年齢確認を実施する。
4. 各ウェブサイトについては、CERO レーティング紹介ページへのリンクを設けることとする。

## 6. 改訂

1. 本ガイドラインは、常任理事会の承認をもって、随時改訂することができる。
2. 改訂後のガイドラインについては、正会員及び賛助会員に通知し周知徹底を図るものとする。

### 〔付則〕

このガイドラインは、平成20年4月1日から施行する。

以上